

江南市の市民参画、市民協働及び市民活動の推進に関する  
基本条例の制定に向けて

前文

私たち市民は、地域社会の様々な課題を解決し、誰でも共に、人間らしく、幸せに生きることができるまちをつくるために、まちのあり方を考え、それぞれの自由な意思のもとに協力し合いながら、まちづくりを行います。

私たち市民は、自らまちづくりを行うだけではなく、まちづくりの一部を担う市政に参画することによって、より効果的にまちづくりを推進することができます。

市は、市民のために市政を運営しなければなりません。市民のための市政は、主権者である市民の意思を的確に反映するために、市民の積極的な参画のもとに行われる必要があります。

市民が、まちづくりを主体的に行い、市政に主体的に参画する市民自治を確立するため、ここに江南市の市民参画、市民協働及び市民活動の推進に関する基本条例を制定します。

総則

1. (目的)

この条例は、市民参画、市民協働及び市民活動の推進に関する基本的な事項を定めることにより、市民自治によるまちづくりの推進を図ることを目的とする。

2. (定義)

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住み、又は市内で働き、学び、若しくは市民活動をする人をいう。
- (2) 市民参画 市民が、政策の立案、実施、評価等の各段階において、意見を述べ、提案するなど様々な方法で市政に参加し、市の意思決定に主体的にかかわることをいう。
- (3) 市民協働 次に掲げる運営ルールを確認し合いながら、市民が取り組む市民活動をいう。

- ア 目的及び目標の共有 まちづくりの具体的な目的及び目標を共有することのほか、互いの意見を尊重し、合意するまで話し合っ活動方針を決めること。
  - イ 対等及び自立の関係 年齢、性、国籍、職業等にかかわらず、対等な関係のもとに運営することのほか、互いに人権を尊重し、自立した関係のもとに運営すること。
  - ウ 参加の自由 市民が自発的かつ自主的に、自由な意思に基づいて活動に参加すること。
  - エ 情報の共有及び透明性の確保 まちづくりの情報を活動の参加者が共有することのほか、活動に関する情報を公開し、透明性を確保すること。
  - オ 法令の順守及び個人情報の保護 関係する法令、条例等の規定を守ること及び個人情報を保護すること。
  - カ 評価及び改善 活動を評価点検し、成果と問題点を明らかにすることにより、改善しながら運営すること。
- (4) 市民活動 市民が自主的に行う、社会的課題の解決を目的とする活動をいう。ただし、次に掲げる活動を除く。
- ア 営利を目的とする活動
  - イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動
  - ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
  - エ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にあるもの又は政党を推薦し、支持し、若しくはこれらに反対することを目的とする活動
- (5) 市民自治 市民の意思と責任に基づき市政が行われることのほか、市民がまちづくりを自ら、直接かつ主体的に行うこと。
- (6) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。
- (7) 行政活動 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「地方自治法」という。)第2条に規定するところにより事務を処理するために行う活動をいう。
- (8) 審議会等 地方自治法第138条の4第3項の規定により設置する機関及び市の政策の立案、実施、評価等について意見交換、提言等を行うため、要綱等により設置する機関をいう。
- (9) パブリックコメント手続 市の政策を策定するに当たり、その政策の趣旨、内容等の必要事項を広く市民に公表し、これに対し提出された市民の意見を考慮して、意思決定を行うとともに、それらの意見の内容、市長等の考え方等を公表する一連の手続をいう。

- (10) 市民政策提案手続 市民が、具体的な政策を提案し、その提案を市長等が検討し、意思決定を行うとともに、その提案の内容、市長等の考え方等を公表する一連の手続をいう。
- (11) 市民委員会 公募市民のみで構成され、市民の自主的な運営のもとに、政策の研究、提言等を行う組織をいう。
- (12) 市民懇談会 市の政策を策定するに当たり、市長等が市民に対し、その政策案等の趣旨、内容等の説明を行い、市民と市長等が自由な意見交換を行う集まりをいう。

### 3. (市民の権利)

- 3-1 市民は、まちづくりを主体的に行う権利を有する。
- 3-2 市民は、市政の主権者として、市政に参画する権利を有する。
- 3-3 市民は、市政に関する情報を知る権利を有する。
- 3-4 市民は、まちづくりを行わないこと又は市政に参画しないことによって、不利益な扱いを受けない。

### 4. (市長等の責務)

- 4-1 市長等は、市民参画の機会を積極的に設けなければならない。
- 4-2 市長等は、市民の意向を把握し、市政に反映させるよう努めなければならない。
- 4-3 市長等は、市政に関する情報について、市民に分かりやすく提供し、市民との情報の共有に努めなければならない。
- 4-4 市長等は、市民がまちづくりに関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、情報提供体制の充実に努めなければならない。
- 4-5 市長等は、政策の立案、実施、評価等の各段階において、その内容、経過、効果等について、市民に分かりやすく説明しなければならない。
- 4-6 市長等は、市民の市政に対する意見、要望、苦情等に対して、迅速かつ誠実に応答しなければならない。
- 4-7 市長等は、市民協働及び市民活動の推進のため、活動環境の整備、財政支援その他適切な施策の実施に努めなければならない。

## 市民参画

### 通則

#### 5. (市民参画手続の対象)

- 5-1 市長等は、次に掲げる行政活動を行おうとするときは、市民参画手続を行うものとする。

- (1) 次に掲げる計画等の策定又は変更
  - ア 市の基本的な政策を定めるもの
  - イ 個別の行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定めるもの
  - ウ 市民の公共の用に供される大規模な施設の設置、利用及び運営に係るもの
- (2) 次に掲げる条例の制定又は改廃
  - ア 市政に関する基本的な方針又は制度を定めるもの
  - イ 市民に義務を課し、又はその権利を制限することを内容とするもの
- (3) 市民の生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃
- (4) 行政評価

5-2 市長等は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参画手続を行わないことができる。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて実施するもの

5-3 市長等は、5-1 に掲げる行政活動以外の行政活動(5-2 各号に掲げるものを除く。)であっても市民の関心の高さ、市民生活への影響等を考慮して、可能な限り市民参画手続を行うよう努めるものとする。

## 6. (市民参画手続の実施時期及び公表)

6-1 市長等は、政策の立案から決定に至るまでの過程における適切な時期に、市民参画手続を行わなければならない。

6-2 市長等は、政策の立案に当たり市民参画を求めるときは、実施予定の政策、市民参画手続の内容、実施時期等について、できる限り早い時期に、市民に分かりやすい方法で公表しなければならない。

## 7. (意見等の取り扱い)

7-1 市長等は、市民参画手続において表明された市民の意見及び提案(以下「意見等」という。)を総合的かつ多面的に検討するものとする。

7-2 市長等は、意見等の検討を終えたときは、速やかに、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、江南市情報公開条例第7条に定める不開示情報(以下「不開示情報」という。)は公表しないことができる。

- (1) 意見等の内容
- (2) 意見等の検討経過、検討結果及びその理由

## 8. (公表の方法)

8-1 市長等は、市民参画手続に関する事項の情報を、次に掲げる方法により市民に公表するものとする。

- (1) 担当窓口での供覧又は配布
- (2) 市ホームページへの掲載
- (3) 市広報誌への掲載

8-2 市長等は、前項の規定にかかわらず、市民参画手続に関する情報を効果的かつ確実に公表する別の方法があるときは、その方法によることができる。

8-3 市長等は、8-1 及び 8-2 の規定により、市民参画手続に関する情報を公表したときは、報道機関への情報提供等により、市民に周知するよう努めるものとする。

### 審議会等

## 9. (審議会等の委員の選任)

9-1 市長等は、審議会等の委員を選任するときは、委員の全部又は一部を公募で選考するものとする。ただし、法令等に委員の構成が定められているとき、高度な専門性を有する事案を取り扱う審議会等であるときその他正当な理由があると市長等が認めるときは、この限りではない。

9-2 市長等は、審議会等に公募委員を置かないときは、その理由を公表しなければならない。

9-3 市長等は、審議会等の委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数及び他の審議会等の委員との兼職状況等に配慮し、市民の多様な意見を反映するよう努めなければならない。

9-4 市長等は、審議会等の委員を公募により選任しようとするときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 審議会等の名称及び内容
- (2) 委員の任期
- (3) 応募資格及び応募方法
- (4) 募集する人数及び選考方法
- (5) その他必要な事項

9-5 市長等は、審議会等の委員を選任したときは、委員の氏名及び選任の区分を公表するものとする。

## 10. (審議会等の会議及び会議録の公開)

10-1 審議会等の会議は、公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、公開しないことができる。

- (1) 法令の規定により公開しないとされているとき

- (2) 会議の内容に不開示情報が含まれるとき
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議に支障があると認められるとき

10-2 市長等は、審議会等の会議を開催するに当たり、公開または非公開にかかわらず、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、緊急に会議を開催する必要があるときはこの限りではない。

- (1) 会議の名称
- (2) 会議の開催日時
- (3) 会議の開催場所
- (4) 会議の議題
- (5) 公開又は非公開の別（非公開の場合はその理由）
- (6) 傍聴人の定員
- (7) 傍聴手続
- (8) その他必要な事項

10-3 市長等は、審議会等の会議が開催されたときは、次に掲げる事項を明らかにした会議録を作成し、不開示情報を除き、公表しなければならない。

- (1) 会議の日時、場所、出席者氏名及び傍聴人数
- (2) 会議の議題
- (3) 会議での検討に使用した資料等の内容
- (4) 会議における発言の内容及び議事の経過
- (5) 会議の結論
- (6) その他必要な事項

10-4 市長等は、審議会等の会議を傍聴する者に対し、資料の配布等を実施し、会議の内容について理解を深められるよう努めるものとする。

#### パブリックコメント手続

##### 11. (パブリックコメント手続)

11-1 市長等は、パブリックコメント手続を行うときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 政策の案及び案に関する資料
- (2) 政策の案を作成した趣旨、目的及び背景
- (3) 意見の提出先、提出方法及び提出期間
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

11-2 パブリックコメント手続における意見の提出期間は、原則として政策の案を公表した日から起算して30日以上とする。ただし、緊急その他やむを得ない理由のあるときは、理由を公表して30日未満とすることができる。

11-3 パブリックコメント手続により、意見を提出する者は、住所、氏名等を明らかにしなければならない。

11-4 パブリックコメント手続における意見の提出は、郵便、ファクシミリ、電子メール等の記録できる方法により行わなければならない

11-5 市長等は、提出された意見について、総合的かつ多面的に検討し、7-2 の規定に基づき、公表しなければならない。

#### 市民政策提案手続

##### 1 2. (市民政策提案手続)

12-1 成年に達した市民は、市民10人以上の連署をもって、自発的に、市長等に対し、現状の課題、提案の内容、予想される効果等を記載した具体的な政策を提案することができる。

12-2 市長等は、政策の目的、提案の方法その他提案に必要な事項を公表して、市民に対し、政策の提案を求めることができる。

12-3 市長等は、提案された政策について、総合的かつ多面的に検討し、7-2 の規定に基づき、公表するとともに、提案した市民に対し、通知しなければならない。

#### 市民委員会

##### 1 3. (市民委員会)

13-1 市長等は、市民委員会を設置するときは、政策課題、委員の応募方法その他必要な事項を公表しなければならない。

13-2 市民委員会の会議は、公開するものとする。ただし、会議の内容に不開示情報が含まれるとき及び会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議に支障があると認められるときは、公開しないことができる。

13-3 市長等は、市民委員会の会議が開催されるに当たっては、開催日時、開催場所、議題等を事前に公表しなければならない。ただし、市民委員会が、緊急に会議を開催する必要があるときその他正当な理由があるときは、この限りではない。

13-4 市民委員会の会議が開催されたときは、市民委員会が会議録を作成し、市長等が不開示情報を除き、それを公表するものとする。

#### 市民懇談会

##### 1 4. (市民懇談会)

14-1 市長等は、市民懇談会を開催するに当たっては、開催日時、開催場所、議題等を事前に公表しなければならない。

14-2 市長等は、市民懇談会を開催するときは、議題等の説明に関する資料の充実を図る等、参加者の理解を深められるよう、努めるものとする。

14-3 市長等は、市民懇談会を開催したときは、開催記録を作成し、不開示情報を除き、公表しなければならない。

## 市民協働及び市民活動

### 15. (基本施策)

市は、市民協働及び市民活動の推進を図るため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 市民協働及び市民活動に対し、予算の範囲内で補助金交付等の財政的支援を行うこと。
- (2) 市民協働及び市民活動のための場所を提供すること。
- (3) 市民協働及び市民活動に関する情報の収集及び提供を行うこと。
- (4) 市民協働及び市民活動に関する学習及び研修の機会を提供すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、基本施策として必要と認められる施策

### 16. (市民協働及び市民活動の推進の拠点となる施設の設置)

市は、15に規定する基本施策を効果的に実施するため、市民協働及び市民活動の推進の拠点となる施設（市民・協働ステーション）を設置するものとする。

### 17. (市民協働及び市民活動を行う団体の情報公開等)

市民協働及び市民活動を行う団体は、その活動に関する情報を公開し、公正な運営を図ることにより、その活動内容が広く市民に理解されるよう努めるものとする。

### 18. (まちづくり事業の提案)

18-1 市民協働及び市民活動を行う団体は、まちづくりに関する事業（以下「まちづくり事業」という。）の実施について、市に提案することができる。

18-2 まちづくり事業の提案に関する制度について必要な事項は、別に定める。

### 19. (行政活動への参入機会の提供)

市は、市民協働及び市民活動を行う団体に対し、その専門性、地域性等の特性を活用できる分野の行政活動に参入する機会を提供するよう努めるものとする。